

事業事前評価表
国際協力機構東南アジア・大洋州部東南アジア第一課

1. 基本情報

国名：インドネシア共和国

案件名：新型コロナウイルス感染症への積極的な対応及び支出支援プログラム・ローン（COVID-19 Active Response and Expenditure Support Program Loan）

L/A 調印日：2020年8月3日

2. 事業の背景と必要性

（1）当该国における新型コロナウイルス対応の現状・課題及び本事業の位置付け

新型コロナウイルス感染症（以下「COVID-19」という。）の世界的な拡大を受け、インドネシア共和国（以下「インドネシア」という。）では、2020年3月2日に初の国内感染者を確認して以降急速に感染が拡大し、7月20日時点で感染者888,214人、死者4,239人と東南アジアで最多の感染者数及び死者数を記録している。インドネシア政府は、3月31日に大規模社会的制限の実施を可能とする政令を策定し、現在もジャカルタ特別州、西ジャワ州、バンテン州等で大規模社会的制限を実施し、感染の抑制に努めている。また、COVID-19の感染拡大により、インドネシア経済は観光業、運輸業、建設業等を中心に大きな影響を受け、2020年の経済成長率は-0.3%（2019年は5.0%）まで落ち込む見通し（IMF 2020）。加えて、失業率の倍増（5.3%（2019年）から10.5%（2020年））や貧困率の上昇（9.4%（2019年3月）から最大で12.8%）をもたらす可能性が指摘されている（インドネシア労働省、ADB 2020）。

こうした経済・社会への影響に対し、インドネシア政府は2020年3月、①企業活動維持のための経済安定化策、②社会的弱者の保護策、③医療・検査体制の強化策の3本柱からなる経済・社会安定化策を発表し、総額324億ドル（対GDP比2.7%）に上る資金需要が見込まれている。2020年6月に策定された2020年度補正予算によれば、経済・社会安定化策の実施のための支出増に対し、税收等の収入減により、財政赤字は当初予算の対GDP比1.76%から6.34%まで拡大する見通しである。また、インドネシア政府の試算によれば、財政赤字を賄うための必要資金（グロス）は424億ドルから822億ドルへと398億ドル増大し、特に国外から109億ドル分の追加の資金調達が必要とされており、COVID-19対応の必要資金の確保は喫緊の課題である。

また、日本とインドネシアは、経済連携協定（EPA）を通じて、密接な経済関係を有する。日本は、インドネシアにとって第3位の輸出先国（総輸出の9.1%、1位中国（13.5%）、2位米国（9.8%））、第2位の輸入先国（総輸入の9.5%）（2018

年)、第3位の外国直接投資元(2019年)である。多くの本邦企業がインドネシアでの事業展開に高い関心を有しており、JBICによる「我が国製造業企業の海外事業展開に関する調査」(2019年)では、インドネシアは中期的(今後3年程度)有望事業展開先国・地域の第5位(第1位はインド、第2位は中国)であり、進出本邦企業は1994社(2018年)である。当国での感染拡大抑制は、日本国内における感染拡大予防及び当国進出本邦企業を含む日本経済への影響も大きい。そのため、新規に導入された新型コロナ対応緊急支援円借款を適用し、当国の経済活動の回復・維持を支援する意義は大きい。

「新型コロナウイルス感染症への積極的な対応及び支出支援プログラム・ローン」(以下「本事業」という。)は、こうした資金ニーズを踏まえ、アジア開発銀行(Asian Development Bank(以下「ADB」という。))が実施するCOVID 19 Active Response and Expenditure Support Program(以下「CARES」という。)との協調融資により、財政支援を通じて、インドネシア政府によるCOVID-19への対応を支援するものである。

(2) 新型コロナウイルス対応に対する我が国及びJICAの協力方針等と本事業の位置付け

我が国の対インドネシア共和国国別開発協力方針(2017年9月)では、重点分野「国際競争力の向上に向けた支援」の中でビジネス・投資環境の整備への支援、「均衡ある発展を通じた安全で公正な社会の実現に向けた支援」の中で生活の質の向上に向けた支援、さらに「アジア地域及び国際社会の課題への対応能力向上に向けた支援」の中で、感染症問題への対応能力向上への支援を掲げている。また、対インドネシア共和国JICA国別分析ペーパー(2018年6月)では、金融危機等が生じた際の支出面への協力の必要性を指摘している。加えて、太平洋とインド洋の間に位置し地政学的に重要な位置づけにあるインドネシアの安定的かつ持続的な発展は、インド太平洋地域における安定と平和にもつながり、「自由で開かれたインド太平洋」における平和と安定の確保に資するものである。また、COVID 19の感染拡大抑制、影響を受けた人々への社会的保護・救済及び経済対策に係る財政支援を行うものであり、SDGsゴール1(貧困の撲滅)、2(飢餓の撲滅)、3(すべての人々の健康的な生活の確保)、5(ジェンダー平等の達成)、8(包摂的かつ持続可能な経済成長)及び10(不平等の是正)に貢献すると考えられる。

(3) 他の援助機関の対応

世界銀行は、「Emergency Response to COVID-19」として、COVID-19の検査・対応能力の強化や公衆衛生システムの強化に対するProgram for Resultでの支援を承認済み(250百万ドル)。また、First Financial Sector Reform Development FinancingについてCOVID-19対応の追加融資(300百万ドル)、

Social Assistance Reform Program について COVID-19 対応の追加融資（400 百万ドル）をそれぞれ承認済み。

ADB は、医療機材調達向けの 3 百万ドルのグラント供与を承認済みであり、加えて域内全体で 20,000 百万ドルの緊急支援パッケージ(Countercyclical Support Facility COVID-19 Pandemic response option (CPRO)) を承認済みであり、インドネシア向け CARES を 2020 年 4 月 23 日に承認した（1,500 百万ドル）。更に、ADB は緊急災害ファイナンス（Contingent Disaster Financing (CDF)）として、Disaster Resilience Improvement Program（500 百万ドル）等も形成中である。

またアジアインフラ投資銀行も CARES への協調融資を承認済み（750 百万ドル）。

3. 事業概要

(1) 事業目的

本事業は、新型コロナウイルスの感染が拡大するインドネシアにおいて、財政支援を行うことにより、経済活動の維持、社会的弱者の保護、及び新型コロナウイルス拡大に対応する保健・医療体制の強化を図り、もって当国の経済・社会の安定及び開発努力の促進に貢献するもの。

(2) プロジェクトサイト／対象地域名

インドネシア共和国全土

(3) 事業内容

COVID-19 の影響に対する経済・社会安定化策として、以下のプログラムを策定・実施するインドネシア政府への財政支援を行う。

プログラム	主な内容	必要予算額 (億ドル)
(ア)産業支援プログラム	法人税の引き下げ、製造業等を対象にした特別減税措置による企業の収益・資金繰り改善、貿易手続きの簡素化、中小企業向け融資制度の緩和、国家経済回復プログラム	195
(イ)社会扶助プログラム	貧困層向け条件付き現金給付プログラム及び食料給付プログラムの拡充、貧困層向け電気料金の引き下げ	65
(ウ)保健医療強化プログラム	医療資機材購入、国民健康保険支払いの拡充（COVID-19 への適用、対象者の拡大）、医療従事者へのインセンティブ付与	64

(4) 総事業費

借款額 50,000 百万円

(5) 事業実施期間

本事業の財政支援開始は2020年7月とする。上記の通りプログラムの策定及び開始が確認されており、貸付実行(2020年9月予定)をもって事業完成とする。

(6) 事業実施体制

- 1) 借入人: インドネシア共和国政府 (The Government of the Republic of Indonesia)
- 2) 保証人: 無し
- 3) 事業実施機関: インドネシア財務省財政政策庁 (Fiscal Policy Agency, Ministry of Finance)

(7) 他事業、他援助機関等との連携・役割分担

1) 我が国の援助活動

実施中の技術協力「投資促進政策アドバイザー」(2020~2021年)と連携し現地に進出する本邦企業の活動継続及び影響緩和のための提言を行う予定。また、技術協力「感染症早期警戒対応能力強化プロジェクト」(2020~2023年)との連携により、COVID-19対策に必要な医療資機材及び検査用資機材の供与並びに中期的な感染症に対するサーベイランス能力強化を行う予定。

2) 他援助機関等の援助活動

ADB等との協調融資であり、ADB等と共同でモニタリングを実施する。

(8) 環境社会配慮・横断的事項・ジェンダー分類

1) 環境社会配慮

- ① カテゴリ分類 C
- ② カテゴリ分類の根拠

本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月公布)上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため

2) 横断的事項

3) ジェンダー分類: 「GI(S) ジェンダー活動統合案件」

<活動内容/分類理由> 現金給付プログラムや食料給付プログラムの受益者の多くを女性が占め、また、男女別受益者の割合もモニタリングを行う予定であるため。

(9) その他特記事項

特になし。

4. 事業効果

(1) 定量的効果

- 1) アウトカム (運用・効果指標)

指標名	基準値 (2020年1月)	目標値 (* 2022年4月) (** 2020年12月)
貧困率 (%)	12.8 (2020年予想)	9.4*
失業率 (%)	10.5 (2020年予想)	5.3*
COVID-19感染者数の倍増に要した日数 (日)	8	16**
食料給付プログラムの受給世帯 (世帯)	15,200,000	20,000,000**
貧困層向け条件付き現金給付プログラムの 対象世帯 (世帯)	9,200,000	10,000,000**
COVID-19の抑制・管理のための特別勘定の 設置	-	あり**
公的医療保険制度に基づく COVID-19 関連 の病院利用者数 (人)	-	10,000**
COVID-19の検査数 (人)	20,000 (2020年4月)	800,000**
医療従事者に対するインセンティブ	-	あり**
中小零細企業への利子補填	部分補填	完全補填**
中小零細企業への政府からの支援対象企業 (社)	-	10,000以上**
年収1400ドル以下の製造業従業員の 6か月間の所得税免除	-	あり**

(2) 定性的効果

インドネシアの経済・社会の安定、本邦企業の投資が多い製造業の経済活動の回復（製造業の景況感の改善、GDP成長率への寄与度の回復、二輪・四輪販売台数の回復等の指標で総合的に確認する）

(3) 内部収益率：プログラム型借款案件のため、算出しない。

5. 前提条件・外部条件

(1) 前提条件：特になし。

(2) 外部条件：世界的に COVID-19 の感染拡大が収束に向かう対策が維持され、世界全体で急激な状況の悪化が回避されること。

6. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

リーマンショック時に実施された緊急財政支援借款の事後評価結果では、緊急財政支援の目的の一つが、危機への迅速な対応を促すための速やかな資金供与を行うことであるとすれば、その効果を高めるためには、支援供与のタイミングが非常に重要であり、可能な限り、支援供与までの手続の簡素化を図るとともに、機動的かつ柔軟な仕組みとしておくことが望ましく、具体的には、緊急財政支援の目的に鑑み、財政計画（資金需要）と危機に対応した景気刺激策の二点を確認することで供与を可能とするといった工夫の余地があるとの教訓が得られている。

上記を踏まえ、本事業では、既に承諾済みの ADB の緊急財政支援（CARES）との協調融資として実施することにより、政策マトリクスを策定せず、インドネシア政府が策定し実施する経済・社会安定化策を支援対象とし、進捗状況確認のためのモニタリング体制の構築を確保することをもって、迅速な供与を可能としている。

7. 評価結果

本事業は、当国の開発課題・開発政策並びに我が国及び JICA の協力方針・分析に合致し、また、COVID 19 の感染拡大抑制、影響を受けた人々への社会的保護・救済及び経済対策に係る財政支援を行うものであり、SDGs ゴール 1（貧困の撲滅）、2（飢餓の撲滅）、3（すべての人々の健康的な生活の確保）、5（ジェンダー平等の達成）、8（包摂的かつ持続可能な経済成長）及び 10（不平等の是正）に貢献すると考えられることから、事業の実施を支援する必要性は高い。

8. 今後の評価計画

- (1) 今後の評価に用いる指標
4. のとおり。
- (2) 今後の評価スケジュール
事業完成 2 年後 事後評価

以 上